災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年8月31日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)の一部改正に伴い、引用している同法の条文や語句について所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

災害派遣手当等に関する条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 283 号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置派 遣職員」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣職員」に、「新型インフルエンザ等緊 急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣職員」に改める。

附則

この条例は、令和5年9月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新

(趣旨)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法 律第 67 号)第 204 条第 2 項及び地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項並び に災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規 定する職員及び大規模災害からの復興に関す る法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項 に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職 員」という。)に支給する災害派遣手当、武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職 員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣 手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措 置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規 定する職員(以下「特定新型インフルエンザ等 対策派遣職員」という。)に支給する特定新型 インフルエンザ等対策派遣手当(以下これらを 「災害派遣手当等」という。) に関し必要な事 項を定めるものとする。

(手当額等)

- 第2条 災害派遣手当等は、災害応急対策等派 遺職員、国民保護等派遣職員又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣職員</u>(以下「派遣職 員」という。)が住所又は居所を離れて羽曳野 市の区域内に滞在することを要する場合に限 り滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別 表に定める額を支給する。
- 2 省略

以下省略

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法 律第67号)第204条第2項及び地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項並び に災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288 号)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規 定する職員及び大規模災害からの復興に関す る法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項 に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職 員」という。)に支給する災害派遣手当、武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職 員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣 手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措 置法(平成24年法律第31号)第44条に規定す る職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態 措置派遣職員」という。)に支給する新型イン フルエンザ等緊急事態派遣手当(以下これらを 「災害派遣手当等」という。) に関し必要な事 項を定めるものとする。

旧

(手当額等)

- 第2条 災害派遣手当等は、災害応急対策等派 遺職員、国民保護等派遺職員又は新型インフ ルエンザ等緊急事態措置派遺職員(以下「派遣 職員」という。)が住所又は居所を離れて羽曳 野市の区域内に滞在することを要する場合に 限り滞在した期間及び利用施設の区分に応じ 別表に定める額を支給する。
- 2 省略

以下省略